

NO.99 年金受給者だよりに関するQ&A

令和 5 年 1 月

地方職員共済組合

目 次

1 源泉徴収票等について

(1) 源泉徴収票の送付および再交付について

- 問 1 源泉徴収票が届かないのですが、なぜですか。…………… 1
- 問 2 源泉徴収票を紛失してしまいましたが、再交付は可能ですか。…………… 1

(2) 源泉徴収票の表示額について

- 問 3 令和 4 年の源泉徴収税額を算定する際の具体的な計算式を教えてください。
…………… 2
- 問 4 源泉徴収票に記載されている源泉徴収税額が昨年より増えているのは、なぜですか。…………… 5
- 問 5 実際の 1 年分の振込金額の合計額と、源泉徴収票に表示されている「支払金額」が一致しません。なぜですか。…………… 5
- 問 6 令和 2 年分から公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出が不要と聞いたので提出しなかったのですが、支給額が減ったのはなぜですか（扶養親族がいる受給者の方）。…………… 5

(3) 源泉徴収票の記載項目について

- 問 7 源泉徴収票に記載されている扶養親族の表記が間違っています。どのような手続きが必要ですか。…………… 6
- 問 8 源泉徴収票にマイナンバー（個人番号）は表示されないのでしょうか。 6
- 問 9 源泉控除対象配偶者の有無等欄および源泉控除対象配偶者欄が空欄になっています。扶養親族等申告書には配偶者のマイナンバーを記載して提出したはずですが、なぜでしょうか。…………… 6
- 問 10 住所の変更（転居・住居表示変更を含む）をしましたが、源泉徴収票の住所が旧住所となっています。何か手続きが必要ですか。…………… 7

(4) その他について

- 問 11 10 月に「令和 5 年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出しました。申告内容を確認したいのですが、どうしたらよいですか。…………… 7
- 問 12 10 月に「令和 5 年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出しましたが、内容を変更したいと考えています。どうしたらよいですか。…… 8
- 問 13 源泉徴収票をマイナポータルから受け取りたいのですが、どうすれば受け取れますか。…………… 8

2 繰下げ支給について

問 14 70歳以降に請求する場合の5年前時点での繰下げ制度が新設されることですが、どのように変わるのですか。…………… 9

3 在職定時改定について

問 15 65歳以上の在職中の老齢厚生年金受給者について、年金額が毎年1回、改定されるとありますが、具体的にどう変わりますか。…………… 10

4 在職支給停止について

問 16 再就職先から令和4年12月に賞与が支給されましたが、この額が年金の一部支給停止額に反映するのはいつになるのでしょうか。…………… 10

1 源泉徴収票等について

(1) 源泉徴収票の送付および再交付について

問1 源泉徴収票が届かないのですが、なぜですか。

答

年金が全額支給停止されている退職・老齢給付については、源泉徴収票は発行されません。

また、障害・遺族給付については、非課税となっていますので、源泉徴収票は発行されません。

問2 源泉徴収票を紛失してしまいましたが、再交付は可能ですか。

答

再交付いたします。

本部（給付課支給係 TEL 03-3261-9846）に電話または手紙で請求してください。電話での再交付は3月8日までの間承ります。

なお、お問い合わせの際は、お手元に「年金証書記号番号」又は「基礎年金番号」の分かるものをご用意ください。

上記の期間以外にあっては、再交付申請書のご提出が必要となります。当共済組合のホームページにあります年金関係書類ダウンロードのページから「源泉徴収票交付（再交付）申請書」を印刷し、必要事項を記入のうえ、当共済組合の給付課に提出してください。

(2) 源泉徴収票の表示額について

問3 令和4年の源泉徴収税額を算定する際の具体的な計算式を教えてください。

答

以下のとおりとなります。

源泉徴収税額＝

(年金支給額－控除額)×所得税率(5%)×復興特別所得税分(102.1%)

(参考)

事例：65歳以上で退職共済年金（もしくは老齢厚生年金及び経過的職域加算額）を受給している方で、普通障害に該当する源泉控除対象配偶者がいる場合

源泉徴収税額＝{各支給期の年金支給額－〔控除額(※1)－(47,500円(※2)×支給月数)]}×5%×102.1%

※1 控除額＝(基礎的控除額＋人的控除額)×支給月数

※2 47,500円は、老齢基礎年金が発生している者に係る控除調整額(所得税法施行令第319条の6第1項)

[控除額の計算]

各支給期の年金支給額(2ヶ月分) 283,414円とした場合

基礎的控除額＝283,414円÷2月×25%＋65,000円＝100,427円

ただし、135,000円未満のため135,000円

人的控除額＝32,500円(源泉控除対象配偶者)＋22,500円(本人以外が普通障害に該当)

＝55,000円

控除額＝(135,000円＋55,000円)×2月＝380,000円

[源泉徴収税額の計算]

源泉徴収税額＝{283,414円－[380,000円－(47,500円×2月)]}×5%×102.1%＝▲81円(マイナスのため0円)

(参考) 基礎的控除額および人的控除額

○ 基礎的控除額

受給者の年齢	控除額
65歳未満	年金支給額の月割額×25%+65,000円 (90,000円未満の場合は90,000円)
65歳以上	年金支給額の月割額×25%+65,000円 (135,000円未満の場合は135,000円)

○ 人的控除額

区分	内容		控除額
本人	障害者	普通障害者	22,500円
		特別障害者	35,000円
	寡婦等	寡婦	22,500円
		ひとり親	30,000円
本人以外	源泉控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者	32,500円
		老人控除対象配偶者 (70歳以上で所得見積額が 48万円以下の方)	40,000円
	控除対象扶養親族 (1人につき)	一般扶養親族(16歳以上)	32,500円
		特定扶養親族 (19歳以上23歳未満)	52,500円
		老人扶養親族(70歳以上)	40,000円
	障害者(※) (1人につき)	普通障害者	22,500円
		特別障害者(同居)	62,500円
特別障害者(別居)		35,000円	

※ 平成23年度から16歳未満の扶養親族に対する扶養控除は廃止されましたが、障害者に該当する場合は、障害者控除が適用されます。

1. 控除対象となる配偶者、扶養親族等の範囲

控除対象となる配偶者（以下の表の①又は②に該当する方をいいます。）、扶養親族等（以下の表の③、④、⑤又は⑥に該当する方をいいます。）の範囲は、以下の表のとおりとなります。

① 源泉控除対象配偶者	<p>受給者（令和4年中の所得の見積額が900万円以下の方に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色事業専従者（以下「青色事業専従者等」といいます。）を除きます。）で、令和4年中の所得の見積額が95万円以下の方</p> <p>（注）主な所得の計算方法は、次のとおりです。</p> <p>ア 公的年金等の場合……収入金額-公的年金等控除額（*）</p> <p>* 公的年金等控除額は、年齢と受け取る年金額に応じて異なります。（例 65歳未満で年金額が130万円の場合は60万円、65歳以上で年金額が330万円未満の場合は110万円）</p> <p>イ 給与の場合……収入金額-給与所得控除額（*）</p> <p>* 給与所得控除額は、給与の収入金額に応じて異なります。（例 給与収入が180万円以下の場合は給与収入×40%の金額（ただし、計算の結果、55万円に満たない場合は、55万円））</p>
② 老人控除対象配偶者	①の源泉控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の方（昭和28年1月1日以前に生まれた方）で、令和4年中の所得の見積額が48万円以下の方（収入基準は、①源泉控除対象配偶者欄の（注）と同じです。）
③ 扶養親族	受給者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者等を除きます。）、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、令和4年中の所得の見積額が48万円以下の方（収入基準は、①の源泉控除対象配偶者欄の（注）と同じです。）
④ 控除対象扶養親族	③の扶養親族のうち年齢16歳以上の方（平成19年1月1日以前に生まれた方）
⑤ 特定扶養親族	④の控除対象扶養親族のうち年齢19歳以上23歳未満の方（平成12年1月2日から平成16年1月1日までの間に生まれた方）
⑥ 老人扶養親族	④の控除対象扶養親族のうち年齢70歳以上の方（昭和28年1月1日以前に生まれた方）
⑦ 障害者	<p>受給者本人又は受給者本人と生計を同じくする配偶者（令和4年中の所得の見積額が48万円以下で、青色事業専従者等を除きます。）や扶養親族で、次のいずれかに該当する方</p> <p>ア 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方……これにあたる方は、すべて特別障害者になります。</p> <p>イ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された方……このうち、重度の知的障害者と判定された方は、特別障害者になります。中度、軽度と判定された方は、普通障害者になります。</p> <p>ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方……このうち、障害等級が1級の方は、特別障害者になります。それ以外の方は、普通障害者になります。</p> <p>エ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている方……このうち、障害の程度が1級又は2級の方は、特別障害者になります。3級から6級までの方は、普通障害者になります。</p> <p>オ 戦傷病者手帳の交付を受けている方……このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの方は、特別障害者になります。これ以外の方は、普通障害者になります。</p> <p>カ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方……これに当たる方は、すべて特別障害者になります。</p> <p>キ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方……これに当たる方は、すべて特別障害者になります。</p> <p>ク 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の方（昭和33年1月1日以前に生まれた方）で、町村長や福祉事務所長からア、イ又はエに準ずる障害があると認定されている方……このうち、ア、イ又はエの特別障害者と同程度の障害がある方は、特別障害者になります。</p>
⑧ 同居特別障害者	⑦の障害者のうち特別障害者に該当する方で、受給者、その配偶者又は受給者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている方
⑨ 寡婦控除	<p>受給者本人（令和4年中の所得の見積額が500万円以下）で、次に掲げる方</p> <p>ア 次のいずれかに該当する方で、扶養親族（子以外）がある方</p> <p>(7) 夫と死別した後、婚姻していない方</p> <p>(4) 夫と離婚した後、婚姻していない方</p> <p>(9) 夫の生死が明らかでない方</p> <p>イ 上記アに掲げる方のほか、次のいずれかに該当する方</p> <p>(7) 夫と死別した後、婚姻していない方</p> <p>(4) 夫の生死が明らかでない方</p>
⑩ ひと親控除	<p>受給者本人（令和4年中の所得の見積額が500万円以下）が次のいずれかに該当する方で、扶養親族の子または生計を一にする子（令和4年中の所得の見積額が48万円を超える子は除きます。）がある方</p> <p>ア 配偶者と死別した後、婚姻していない方</p> <p>イ 配偶者と離婚した後、婚姻していない方</p> <p>ウ 配偶者の生死が明らかでない方</p> <p>エ 婚姻歴のない方</p>

（注1）「令和4年中の年間所得」の「見積額」には、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上乗株式等の配当等などは含まれません。

（注2）控除対象となる配偶者または控除対象扶養親族が年の途中で亡くなられた場合でも、その年は所得控除が受けられます。

（注3）年の途中で申告内容に変更が生じた場合は、その年の確定申告で所得税を精算してください。

問4 源泉徴収票に記載されている源泉徴収税額が昨年より増えているのは、なぜですか。

答

源泉徴収税額が増額する理由としては、次のケースが考えられます。

- 1 令和3年分と比べ、扶養親族等申告書により申告した扶養者数が減り、源泉徴収税額算定のうえで人的控除額が変更となったため
- 2 令和3年分と比べ、年金額が増額したため

問5 実際の1年分の振込金額の合計額と、源泉徴収票に表示されている「支払金額」が一致しません。なぜですか。

答

支払金額が一致しない理由としては、次のケースが考えられます。

- 1 令和3年以前に支給されるはずの年金が、令和4年中に支給された場合
- 2 令和3年以前の年金支給額に対応する過払金を令和4年中に年金控除等により返還した場合
- 3 源泉徴収票の支払金額は、税引き後の額（保険料控除後の額）と異なることを認識されていない場合

上記1、2の場合は、対応する年ごとに支払金額を計算して源泉徴収票を発行することとされています。

このため、令和4年にこのようなケースに該当した方は、令和4年中に実際にお支払いした年金支給額と源泉徴収票に表示している「支払金額」には相違が生じることとなります。

なお、上記1、2に該当された方には、令和3年以前分の源泉徴収票を別途送付しておりますので、ご確認ください。

問6 令和2年分から公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出が不要と聞いたので提出しなかったのですが、年金の支給額が減ったのはなぜですか（扶養親族がいる受給者の方）。

答

税制改正に伴い、令和2年より扶養親族等申告書の提出の有無にかかわらず源泉徴収税額が同額となるため、扶養控除、障害者控除や寡婦（ひとり親）控除を受けない単身者の場合は、扶養親族等申告書の提出が不要となりましたが、扶養控除、障害者控除や寡婦（ひとり親）控除を受ける場合には、扶養親族等申告書の提出が必要となります。あなたの場合は扶養親族等申告書が未提出でいらっしゃるため、源泉徴収税額の算定に扶養控除が含まれず、年金支払通知書に記載のとおり、所得税が増額しました。

(3) 源泉徴収票の記載項目について

問7 源泉徴収票に記載されている扶養親族の表記が間違っています。どのような手続きが必要ですか。

答

(1) 令和4年分

令和4年分の源泉徴収票データは、既に税務署に提出済みのため、差し替えることは出来ません。確定申告の際に、修正したい箇所を最寄りの税務署に説明してください。

(2) 令和5年分

令和5年分の扶養親族等申告書の記載内容を訂正したい場合は、扶養親族等申告書を提出し直していただくことになります。

令和5年分の扶養親族等申告書をお送りしますので、本部（給付課調査係 TEL 03-3261-9846）に、電話または手紙で請求してください。

問8 源泉徴収票にマイナンバー（個人番号）は表示されないのでしょうか。

答

受給者の方に送付する源泉徴収票には、マイナンバー（個人番号）は表示されません。

なお、平成28年分以降の確定申告（所得税および復興特別所得税や贈与税の申告書の提出）の際には「12桁のマイナンバー（個人番号）の記載」と「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要となります。

所得税等の申告手続きについては、最寄りの税務署にお問い合わせください。

問9 源泉控除対象配偶者の有無等欄および源泉控除対象配偶者欄が空欄になっています。扶養親族等申告書には配偶者のマイナンバーを記載して提出したはずですが、なぜでしょうか。

答

扶養親族等申告書提出時に「変更有」として提出された場合は、裏面のマイナンバーの記載欄だけでなく、表面の源泉控除対象配偶者等の記載欄にも記載が必要でしたが、表面への記載が漏れていたため、配偶者控除が適用されず、源泉控除対象配偶者欄が空欄になったものと思われます。源泉徴収票を差し替えることは出来ませんので、税務署で確定申告を行って還付請求してください。

なお、扶養親族等申告書の提出時に「変更無」として提出された場合は、裏面のマイナンバーの記載欄は反映されませんので、氏名欄は空欄になります。

問10 住所の変更（転居・住居表示変更を含む）をしましたが、源泉徴収票の住所が旧住所となっています。何か手続きが必要ですか。

答

当組合への手続きは原則不要です。

平成23年10月から、住民票等の情報を管理する住民基本台帳ネットワークシステムから当組合に住所の変更情報が提供されることとなっております。

ただし、電話番号を変更された場合は、当組合で登録しているデータを変更する必要がありますので、本部（給付課支給係 TEL 03-3261-9846）にご連絡ください。

なお、住所の変更情報は2ヶ月ごとに提供されますが、データへの反映には更に時間を要します（具体的には、9月および10月に住所変更された情報は、11月中旬に提供され、12月中旬に当組合のデータに反映されることとなります。）。

したがって、当組合からの郵便物を変更前の住所あてに送付することがありますので、郵便局で転送手続きを行ってくださいますようお願いいたします。

（4）その他について

問11 10月に「令和5年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出しました。申告内容を確認したいのですが、どうしたらよいですか。

答

本部（給付課調査係 TEL 03-3261-9846）にお問い合わせください。お問い合わせの際には、お手元に「年金証書記号番号」または「基礎年金番号」のわかるものをご用意ください。

問 12 10月に「令和5年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出しましたが、内容を変更したいと考えています。どうしたらよいですか。

答

令和5年分の扶養親族等申告書を提出し直していただくことになります。本部(給付課調査係 TEL 03-3261-9846)に電話または手紙で請求してください。なお、変更後の申告内容の適用は、令和5年4月支給期以降となります。

問 13 源泉徴収票をマイナポータルから受け取りたいのですが、どうすれば受け取れますか。

答

源泉徴収票をマイナポータルから受け取ることができる方は、次の条件にすべてあてはまる方です。

1. マイナンバーカードを持っている
2. マイナポータルに登録済である
3. 当共済組合に登録している住所が日本国内にある

上記にすべて該当する方は、当組合のホームページ経由でe-私書箱から源泉徴収票電子交付の申請をしていただくことで、マイナポータルから公的年金等の源泉徴収票を受け取ることができるようになります。

※マイナポータルから受け取ることができる公的年金等の源泉徴収票は、毎年1月に郵送している源泉徴収票のうち、前年1年分のみです。

※毎年1月に郵送している源泉徴収票を作成した後に、遡って年金の支給額に変動が生じた場合や、遡って年金を決定した場合の内容は反映されません。

※共済組合から老齢や退職の年金の支給がなかった方には電子交付できません。

※確定申告直前に申請いただいた場合、本人特定ができない等の理由で確定申告に間に合わないことがあります。ご了承ください。

※電子交付や電子申請について、詳しくはデジタル庁及び国税庁ホームページをご確認ください。

2 繰下げ支給について

問 14 70 歳以降に請求する場合の 5 年前時点での繰下げ制度が新設される
とのことですが、どのように変わるのですか。

答

令和 5 年 4 月 1 日以後、70 歳以降に老齢厚生年金または年金払い退職給付を請求し、かつ請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、年金額の算定に当たっては、5 年前に繰下げ申出があったものとして年金を支給することになります。

例えば、72 歳まで繰下げ待機をしていた方が 65 歳からの本来受給を選択した場合（請求時点における繰下げ受給を選択しない場合）、現在は、65 歳から 67 歳まで（手続きを行った時点から 5 年以上前）の期間の年金は時効により受け取ることができず、かつ繰下げによる増額もありませんが、令和 5 年 4 月からは、67 歳まで繰下げ待機し、67 歳（請求の 5 年前）に繰下げ申出があったものとして年金額を計算し支給できるようになるため、2 年待機分の 16.8%増額した年金を受け取ることができます。

3 在職定時改定について

問 15 65 歳以上の在職中の老齢厚生年金受給者について、年金額が毎年 1 回、
改定されるとありますが、具体的にどう変わりますか。

答

65 歳以上の老齢厚生年金の受給権者については、在職中であっても毎年 1 回、10 月分から年金額の改定を行うことになりました（令和 4 年度から）。

具体的には、原則 9 月 1 日時点で厚生年金保険の被保険者である場合、その前月（8 月）までの受給権取得後の期間または前年の在職定時改定等の改定後の被保険者であった期間を計算の基礎に加えて、老齢厚生年金の額を改定します。

なお、10・11 月分の年金を支給する 12 月支給期に「年金額改定・支給額変更通知書」等を送付します。

4 在職支給停止について

問 16 再就職先から令和4年12月に賞与が支給されましたが、この額が年金の一部支給停止額に反映するのはいつになるのでしょうか。

答

令和5年2月支給期となります。

在職中の年金の支給停止額は、再就職先の事業主から届出があった「標準報酬月額」と直近1年間の「標準賞与額」に基づき算定することとなります。

ただし、令和5年2月支給期の算定時までに、日本年金機構等から共済組合に提供される令和4年12月に支給された賞与(標準賞与額)の情報が遅れた場合は、令和3年12月に支給された賞与(標準賞与額)を直近1年間の標準賞与額として、年金の支給停止額を仮算定し、令和5年2月支給期の年金額に一旦反映させます。そして、令和4年12月の賞与(標準賞与額)の情報が共済組合に情報提供された後、令和5年4月支給期以降に差額分を調整します。